

# SJNKグループのみなさんへ

小畑さんの第14回裁判は2月1日(月)に開かれました。  
今回から3人の裁判官による合議制となりました。  
地裁段階での合議制はまれで、この裁判が重要事件に位置づけられたのだと思われます。

## 規定上ある決裁権限を恣意的に与えず

会社は小畑さんの人物評価が水準を満たしていないとして再雇用を拒否しましたが、その評価の妥当性が問われています。

第一に、小畑さんの担当案件数が他の職員に比して異常に多量であり、それが、長期滞留件数が多くなることの原因であり、それは会社による業務分配の不公平さにあるということ、

第二に、下位職指導を有効に遂行するために通常必要とされる決裁権限が原告には与えられていないということ、  
が焦点です。

進行協議の場での会社の説明で、

- ① 課長代理職は全て規定上決裁権限(保険金支払の承認権限)を有していること
- ② 各課の課長の判断でこの決裁権限を附与しないことがあること

が初めて明らかになりました。

ところが小畑さんは、日産火災時代は決裁権限を有していたにも関わらず、2002年の合併以来一度も決裁権限が与えられていません。決裁権限も与えず、決裁権限を保有する者に対する評価基準をあてはめること自体が大きな問題ではないでしょうか。

小畑さんは、決裁権限もなく担当案件数が極めて多い中でも、職場の仲間の相談にのり、頼りにされてきました。

## わずか14名の決裁権限の有無すら開示を拒否

会社は、小畑さんと同じ役割等級に属していた火新SCの職員14名について、決裁権限の有無を明らかにすることを拒否しました。「過去のものではない」とのことですが、全国で14名しかいない対象者の決裁権限の有無が確認できないはずがありません。



小畑裕久さんは、日産火災で27年、損保ジャパンで11年、38年間、自動車損調・火新損調の最前線の現場で一生懸命働いてきました。

60歳の定年をひかえて、再雇用を希望しましたが拒否され、「異議申し立て」をして会社と交渉してきました。会社からは明確な理由も示されないまま時間切れとなり、小畑さんは2013年3月末退職を余儀なくされました。

4月以降も、厚生労働省や大阪府の相談窓口を通じ申請・相談をし、何とか解決の道を図ろうとしてきましたが、会社は話し合いのテーブルにすらつきませんでした。そのため、小畑さんは、やむなく提訴に至りました。

# ワタミ過労自殺裁判の画期的和解を活かして

2015年12月、「ワタミ」過労自殺裁判の和解が発表されました。渡辺美樹社長が謝罪し、賠償金を支払うという画期的な内容です。

和解の「過重労働再発防止策」には、

- ・従業員の実労働時間を、正確かつ適正に記録し、実労働時間と異なる時間が就業時間として記録されることを徹底して防止する
- ・実労働時間は、始業時刻、終業時刻、休憩時間をタイムカード等に正確かつ厳格に記録することにより、適正なものにするよう努める
- ・研修会、新卒ボランティア活動及び会社が出席を実質的に指示するもの並びに課題作成等会社はその作成及び提出を指示するものに要した時間は、適正に業務時間として記録し、残業手当を適正に支払うとともに、長時間労働を防止する

など7項目が記されています。

損保ジャパン日本興亜はワタミの介護子会社の買収に続き、メッセージ社の買収も発表しました。メッセージグループは、入居者が相次いで転落死し問題になっている会社です。

損保ジャパン日本興亜が、ワタミの和解の精神を遵守し、劣悪な介護周辺産業の労働環境の改善を図るかどうか、が問われてきます。

損保ジャパン日本興亜では合併前の2012年以来、毎年「希望退職」を募集してきました。「希望退職」といいながら、水面下では執拗な退職強要が繰り返されてきました。

私たちはワタミの和解内容とその精神に則って、損保ジャパン日本興亜が介護産業の労働環境の改善に踏み出し、企業の社会的責任を果たすことを期待します。

## 退職強要をやめさせるよう指導を求める

—大阪損保革新懇が大門みきし参院議員とともに大阪労働局に要請—

昨年12月に行われた損保ジャパン日本興亜の「ライフプラン支援特別措置」の名の希望退職は、200名の募集に対し254名の応募がありました。

希望退職の名を借りた「退職強要」をやめさせるよう指導することを求め、大阪損保革新懇は、12月18日、大門みきし参議院議員（財政金融委員会）とともに、大阪労働局を訪問しました。

「あなたにやってもらう仕事はない」など、働く者の尊厳を奪う発言や、病気で体を壊している人を狙っての集中的な面談、転勤や人事異動を示唆した退職強要の事実を明らかにし、指導を求めました。

最高裁判例では、労働者の自由な意思決定を妨げる「退職勧奨」（『面談』）は違法な権利侵害にあたるかとされています。

労働局の担当者は「今日のお話を踏まえたうえで対応を検討します」と応じました。大門議員は、国会でも取り上げられることを表明されています。